
民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

○改正のポイント

民法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三九五号）（法務省）

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六一号）の施行期日は、平成二十四年四月一日とすることとしている。

○政令第三百九十五号（平成二十三年十二月十六日）

内閣は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

民法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十四年四月一日とする。

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う

関係政令の整備に関する政令

○改正のポイント

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三九六号）（厚生労働省）

- 1 民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次の関係政令について所要の規定の整備を行うこととしている。（第一条～第八条関係）
 - (一) 児童福祉法施行令（昭和二三年政令第七四号）
 - (二) 地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）
 - (三) 公害紛争処理法施行令（昭和二五年政令第二五三号）
 - (四) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第一二二号）
 - (五) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成一〇年政令第三七八号）
 - (六) 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成一四年政令第二六号）
 - (七) 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成一四年政令第三八九号）
 - (八) 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二二年政令第一一二号）
- 2 この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二四年四月一日）から施行することとしている。

○政令第三百九十六号（平成二十三年十二月十六日）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十九条の四第一項、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項及び第二百五十二条の二十二第一項、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八号）第二十六条第一項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）第三十七条第二項、特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第四十九条第三項、自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第五条第一項、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第一百七条第二項及び第二百二十二条第六項並びに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和三十二年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の三第六項中「第二十七条第六項」の下に「、第三十三条第五項」を加える。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条 地方自治法施行令（昭和三十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十条の五第一項第二号中「第三十三条の二」を「第三十三条の二の二」に改める。

第七十四条の二十六第五項中「第二十七条第六項」の下に「、第三十三条第五項」を加える。

第七十四条の四十九の二第一項中第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 児童福祉法第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項並びに第四十七条第一項及び第二項の規定による縁組の承諾の許可に関する事務

第七十四条の四十九の二第三項中「第二十七条第六項」の下に「、第三十三条第五項」を加える。

（公害紛争処理法施行令の一部改正）

第三条 公害紛争処理法施行令（昭和三十五年政令第二百五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「氏名」の下に「又は名称」を加える。

（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令（平成七年政令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号ロ中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同号へ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正）

第五条 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成十年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号ロ中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同号へ中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）」を加える。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第六条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号二中「書類」の下に「（法定代理人が法人である場合にあっては、当該法人に係る次号イからホまでに定める書類）」を加える。

（使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二号ロ中「^こ禁錮」を「禁錮」に改め、同号ト中「法定代理人」の下に「（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。次条第二号ハにおいて同じ。）」を加える。

（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正）

第八条 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成二十二年政令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「児童福祉法」を「法人である未成年後見人及び児童福祉法」に、「第三十三条の八第二項」を「第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項」に改め、同条第三項第二号中「二人」を「二人以上」に改める。

附 則

この政令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。